

国分総合小学校 学校だまり 文庫 田中 宏和

# 西南小の風

## 「ウジン…」

令和5年9月26日 第22号

### 西南小職員の超過勤務実態 超過勤務した人数（割合）

	45時間以上	80時間以上 [内100以上]
4月	26(54.1%)	3(6.3%)[1(2.0%)]
5月	32(66.7%)	3(6.3%)[1(2.0%)]
6月	33(68.7%)	4(8.3%)[1(2.0%)]
7月	3(6.3%)	0
8月	0(0%)	0

### 超過勤務の主な理由（複数回答）

1位	教材研究等	71
2位	事務処理	68
3位	校務分掌	35
4位	保護者対応	21
5位	その他	13

本校の右田先生が、教員の魅力PR動画を作成し、県教委に提出しました。五分ほどの短い動画ですが、遊び心に溢れた楽しい動画です。その動画には、右田先生の他にも数名の本校職員が楽しそうに出演していました。私は動画をチェックしながら、彼らの姿をうらやましく思ったことでした。本校児童にも是非見せたいですし、職場体験に来てくれた西南中学生にも見せたいです。

なお、昨年度県教委に提出された魅力動画は、下記URLから見ることが出来ます。（URLをタップ）本校の動画も、そのうちそこに掲載される予定です。この動画を見てしまった方々は、私と同じようにこの仲間の輪に入りたいなと思ってくれるのではと期待します。今回もまた熊本県教育委員会に多大な貢献をしてみたいかもしれません。

さて、こうしてPR動画を作成するほど人手不足の状況ですが、その要因の一つは、学校勤務のいわゆるブラックさにあると言われていています。しかし、本当でしょうか。あらゆる仕事それぞれに大変さがあります。教師の仕事は実際に他の職業と比べてどうか、専門家に聞いたことがあります。勤務時間が長いのは、「イリヨ、カンリヨ、ガッコ」(医療、官僚、学校)と、良い感じで韻を踏む三つのようなものです。また、学校の特徴は精神疾患になる数が突出して多いとのことでした。では西南小の実態はどうなのか、左に本校の勤務実態を示します。「チケラッ」多くの職業の残業時間上限は月に四五時間と法律に定められています。教師はそもそも特別な場合を除いて超過勤務が認められておらず、法律ではなく「ガイドライン」として四五時間が示されています。表を見ると六月まではいろいろと業務がありまして、半数以上が四五時間以上、過労死リスクが高まるとさ、

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/155007.html>

れる八〇時間以上が三〜四人いたわけですね。表下段の超過勤務の理由については、教材研究(授業準備)が最も多いです。教師の本懐ですので譲れない部分です。そして、同じぐらい事務処理もありません。事務処理は、テスト採点や提出物確認、教室設営や各種書類作成など多岐に及びます。削れる部分もあるかとは思いますが、相手があることが多いので一方的に削ることはできません。校務分掌は常に合理化を意識しています。保護者対応は、これもまた大事にした部分です。

また、平成三十一年に文部科学省は中央教育審議会答申の中で、左下の表を示しています。今学校が担っている業務の中で学校以外が担うべき業務、必ずしも教師が担うべき業務の無い業務、負担軽減が可能な業務です。五年が経過した今の現状に鑑みると、右側の⑨⑩のいくつかは、若干ながら負担軽減されたかなという印象です。私たちの働き方改革は、超過勤務の長短で評価される傾向がありますが、それだけではありません。決して職員の間で長時間労働を是とするわけではありませんが、働きがいを感じているかどうかのポイントです。

「授業でこういう演出をしたら、子どもたちは喜ぶだろうな。ウジン…」と、子どもたちの反応を楽しみにしながら行う授業準備は時間を忘れる楽しさです。この「ウジン…」が「働きがい」です。今は、通知表を作成しています。「ウジン…」の思いが、子どもたちや保護者の皆様に伝わるかどうかはわかりませんが、私たちは「働きがい」を大切にしていきたいです。

最後に、八月二十九日に出された永岡前文科相のメッセージから、保護者・地域住民の皆様へ当てた部分を抜粋してお伝えします。

「教師が教師でなければできない業務に集中し、教育の質を向上させるためには、学校・家庭・地域の連携分掌や学校の働き方改革が必要であり、皆様の力がこれまで以上に求められています。ご理解とご支援をお願いします。」

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)	⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)	⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)	⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動(部活動指導員等)	⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)
※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)
		⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)